

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
福祉活動推進員設置要綱

（目的）

第1条 地域福祉、在宅福祉推進のネットワークを形成し、だれもが幸せに暮らせる地域社会実現のため、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に福祉活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

（業務）

第2条 推進員は、地域住民が積極的に福祉活動に参加する気運を促し、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）会長と協力の上、次の業務を行なう。

- （1）地域福祉活動推進のための啓発普及
- （2）ボランティアの発掘
- （3）ボランティアに対する連絡調整
- （4）福祉需要の把握
- （5）関係機関、各種団体との連絡調整
- （6）行事への参加・協力
- （7）研修会への参加
- （8）その他社会福祉事業

（要件）

第3条 推進員は、健康で社会福祉の増進に熱意のある者をもってあてゐるものとする。

（委嘱）

第4条 推進員は、地区社協会長の推薦により市社協会長が委嘱する。

- （1）人員は地区社協1名とする。
- （2）任期は2年とする。ただし補欠の推進員の任期は前任者の残任期間とする。

（活動費）

第5条 推進員の活動費は、市社協会長が別に定める。

（解任）

第6条 市社協会長は地区社協会長と協議の上、推進員が次の各号の1に該当する場合はこれを解任することができる。

- （1）業務に適さない場合
- （2）心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられない場合

（責務）

第7条 推進員は、業務上知り得た秘密は厳守する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。